

仕 様 書

1 概要

- (1) 件 名 八街市役所外16施設で使用する電力供給
- (2) 対象施設 別紙1のとおり（17施設）
- (3) 需要場所 別紙1のとおり（17箇所）
- (4) 業種及び用途 別紙1のとおり（市役所、スポーツプラザ、公民館、図書館、学校、保育園）

2 仕様

(1) 電力供給条件

- ① 供給電気方式 交流3相3線式
- ② 供給電圧（標準電圧） 6,000ボルト
- ③ 計量電圧（標準電圧） 6,000ボルト
- ④ 標準周波数 50ヘルツ
- ⑤ 受電方式 1回線受電方式
- ⑥ 蓄熱設備 別紙1のとおり

(2) 契約電力及び予定使用電力量

① 契約電力

別紙1に記載の「平成31年4月の契約電力」のとおりとする。ただし、供給開始後の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需用電力のうち、いずれか大きい値とする。

② 予定使用電力量

別紙1のとおり（月別の予定使用電力量は別紙2のとおり）。ただし、気象条件や社会経済情勢によって増減する可能性がある。

(3) 契約期間

令和元年12月1日0時から令和2年11月30日24時まで

(4) 電力量等の検針

- ① 自動検針装置 別紙1のとおり
(ただし、既設の自動検針装置を使用したり、発注者が費用負担することなく設置することは可)
- ② 電力会社の検針方法 別紙1のとおり
- ③ 計量器の構成 別紙1のとおり
(ただし、既設の電力需給用複合計器（通信機能付）を使用したり、発注者が費用負担することなく取替することは可)

(5) 需給地点 別紙1のとおり

(6) 電気工作物の財産分界点 別紙1のとおり

(7) 保安上の責任分界点 別紙1のとおり

3 契約方法及び支払方法

(1) 契約方法

基本料金（単価）及び電力量料金（単価）を定め、月ごとに契約電力及び使用電力量に応じて料金を支払う単価契約とする。

(2) 料金制度

① 料金制度は、基本料金及び電力量料金、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金で構成する電気料金とする。

② 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

エ 電気料金の単位は1円とし、1円未満の端数は切り捨てる。

オ 基本料金単価及び電力量料金単価に含まれる消費税額及び地方消費税額の端数処理は、小数点以下第3位を切り捨てる。

③基本料金単価と電力量料金単価は全施設同一料金とし、施設ごとに異なる単価設定を行うことは不可とする。

④地域の一般送配電事業者が値上げを行った場合、契約書第5条又は第24条に基づき協議を行うことができる。

(3) 料金算定

① 基本料金

契約電力に基本料金単価を乗じて算出するものとする。ただし、当該月の力率が85パーセントを上回る場合は、1パーセントにつき基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、1パーセントにつき基本料金1パーセント割増するものとする。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

② 電力量料金

使用電力量に電力量料金単価を用いて算出するものとする。電力量料金単価は夏季及びその他季を設定できるものとし、夏季は7月1日から9月30日までの期間とする。また、燃料費調整額は当該地域を管轄する一般送配電事業者が採用する額とする。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times (\text{電力料金単価} \pm \text{燃料費調整単価})$$

③ 燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金

当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める特定規模需要電気供給条件による。

(4) 請求及び支払い方法

月毎、後払い（年12回払い）とする。なお、請求書の送付先及び分割請求については、発注者の指示によるものとする。

4 特記事項

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響をあたえるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 非常用自家発電設備等の有無は、別紙1のとおり。
- (3) 使用電力量、最大需要電力量及び力率の実績は、別紙3のとおり。
- (4) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者等と調整すること。
- (5) 電気の安定供給を図ること。なお、電力供給側の事故や災害により、対象施設への電力供給が停止した場合は、業務に支障が生じることがないように、予備の発電設備又は他の電気事業者からの電力を確保すること
- (6) 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、当方が指定する連絡先へ指示・報告ができるようにしておくこと。
- (7) 予定使用電力量に対して、実績使用電力量が一定水準に達しない場合でも料金の追加は発生しないこと。
- (8) 計量は毎月1日午前0時00分に行う。

5 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、環境配慮に努めること。
- (2) その他、仕様書に定めのない供給条件については、当該地域を管轄する一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（電気受給約款）等をもとに発注者・受託者両者協議の上、決定することとする。
- (3) 本契約の履行にあたり、対象施設ごとに協議が必要となる場合は、次の対象施設ごとに担当課と協議を行うものとする。
 - ① 対象施設 市役所第1, 3庁舎、 総合保健福祉センター
担当課名 総務部 財政課 管財検査班
連絡先 043-443-1117
 - ② 対象施設 スポーツプラザ
担当課名 教育委員会 スポーツプラザ 管理班
連絡先 043-443-8003
 - ③ 対象施設 中央公民館、図書館
担当課名 教育委員会 中央公民館 管理事業班
連絡先 043-443-3225
 - ④ 対象施設 各小・中学校
担当課名 教育委員会 教育総務課 庶務班
連絡先 043-443-1442
 - ⑤ 対象施設 朝陽保育園
担当課名 朝陽保育園
連絡先 043-444-0099